

税理士法人総合会計 一般事業主行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年1月1日 ～ 2027年12月31日までの3年間

2. 内容

目標1: 将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についての資料を職員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- 2025年1月 ～ 担当部より職員のニーズを把握
- 2025年2月 ～ 育児休業制度の資料を自社掲示板に掲載し、職員へ周知

目標2: 子の看護休暇制度の適用範囲拡大(小学校3年生終了までの子を持つ職員)

<対策>

- 2025年1月 ～ 担当部より職員のニーズを把握し、制度を導入
- 2025年2月 ～ 適用拡大する子の看護休暇制度の資料を自社掲示板に掲載し、職員へ周知

目標3: 中学校修了前の子を養育する社員が、就業しつつ子を養育することを容易にするために、子の看護等休暇制度(有給/年10日)を導入。

<対策>

- 2026年3月 ～ 担当部より社員のニーズ調査開始
- 2026年4月 ～ 制度の導入、社内会議などによる社員への周知